

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市和田山町和田山地域 (柳原区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月15日 (第5回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地所有者による農作物栽培が激減し、田の多くが他地区の認定農業者等に依頼する状況となっている。
- ・地区内の耕作地面積が少なく、鳥獣害対策も不十分なため、段田等の耕作放棄地が増加した。
- ・水稻栽培は、水中ポンプによる水利となっており、ポンプ及び水路の更新が必要となってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・自作農業者と自作農業者でない者を含む農会を維持し、区域内の農業用水路、農道及び防護柵を管理する。
- ・農業者の高齢化、耕作放棄による離農農地を引き受ける農業者の確保に力を入れる。
- ・スマート農業、新規就農者の導入を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.37 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農地利用を行っている農用地を区域の範囲とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構の活用を進めつつ、地域内及び近隣地区の農業者と認定農業者等が情報交換を行い、計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の認知度が低く、利用方法・メリットなどが浸透していないことから、パンフレットの配布、説明会を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地を守り、維持していく上で、農業用水路の老朽化、畦の草刈り問題等を考えると農地の大型化による作業負担軽減と効率化に取り組む。(隣接地区である岡田区、東河地域と共同での取組みを望む)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内農業者と他地区の営農者(認定農業者等)が情報及び意見交換を行いつつ、多様な経営体を排除せず、担い手として育成していくため、市及びJA等と連携し、相談4から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内農業者と他地区の営農者(認定農業者等)が情報及び意見交換を行いつつ、JA等の農作業支援サービスへの委託を排除せず、協力できる部分では協力していく形態を模索する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止柵の設置・点検・管理を行い。また被害、目撃情報があった場合は、対策と侵入経路等を確認する。
- ②可能な範囲で減農薬に努める。
- ③区内農業者と他地区営農者(認定農業者等)が共同管理できる部分を検討しながら、大型草刈り機、ドローン(肥料・農薬散布)導入を検討する。